

県選出国会議員 各位

要 望 書

令和 6 年 12 月 15 日

熊本県商工会議所連合会

はじめに

平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨災害、また新型コロナウイルス感染症に対する経済対策として、手厚いご支援を賜り、改めて深く感謝申し上げます。

3年もの間続いたコロナ禍を乗り越え、経済はようやく改善しつつあります。一方で、資源価格や原材料価格の高騰、物流の2024年問題をはじめとした人手不足など課題が山積しており、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況が続いております。

こうした中、本年2月にはTSMCの日本法人であるJASMの新工場が完成し、第2工場も本県に建設されることが正式に決定するなど、今後ますます台湾との経済交流は加速化していくことが予測されます。

目の前の経営課題に取り組みつつ、TSMCの進出効果を最大限県内全域に波及させ、ひいては熊本県内経済の発展に繋げていくためにも、県内9商工会議所は、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の支援機関として、引き続き事業者の支援と地域経済の活性化に、積極的に取り組んで参ります。

そのためにも国のさらなるご支援が不可欠であることから、次の事項に関して特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。



I. 環境変化に対応するための経済対策

1. 中小企業の取引適正化、持続的賃上げ実現に向けた環境整備

(1) 円滑な価格転嫁に向けた支援策の拡充

- ①パートナーシップ構築宣言企業に対するフォローアップ実施や取引現場への浸透・徹底など、実効性向上に向けた取組みの強化
- ②公共調達・公共工事における受注企業とその下請け・孫請け企業間の取引適正化の徹底
- ③パートナーシップ構築宣言の普及・拡大に向け、宣言企業への税や補助金・制度融資等におけるインセンティブ措置の拡大
- ④下請法の一層厳格な運用ならびに実効性の確保
- ⑤生産コストに見合う適正価格で売買することへの消費者に対する啓発

(2) 中小企業・小規模事業者の経営実態に応じた最低賃金制度のあり方の抜本的見直し

- ①現行の目安制度を含めた最低賃金制度のあり方の抜本的見直し
- ②明確な根拠に基づく審議決定
- ③最低賃金の発効時期への配慮
- ④特定最低賃金制度の適切な運用及び地域経済や雇用の実情を踏まえた運用の検討
- ⑤最低賃金の大幅な引き上げの影響を受ける事業者に対する助成金や補助金、融資制度、税制など各種支援策の拡充・強化

2. 中小企業の労働力確保に対する支援

(1) 半導体関連企業の集積に伴う専門人材確保・育成、ビジネスチャンス拡大支援

- ①先端技術に通じた専門人材の確保・育成支援
- ②半導体関連企業と地場企業との取引拡大に資する支援

(2) 中小企業の人材確保・育成支援策の拡充

- ①ハローワークの体制強化及び求人企業・求職者双方へのコンサルティング機能強化などによるマッチングの質向上
- ②地方への移住・定住促進のための税制優遇措置、雇用補助、空き家対策との連携強化
- ③各地商工会議所や民間企業が実施する会社合同説明会に出展する際の助成措置
- ④社内人材のリスキリング、教育訓練に関する支援強化

(3) 人材の流出が著しい観光関連産業の労働力確保に向けた支援

(4) 多様な人材が活躍できる環境の整備

- ①外国人労働者が母国の送り出し機関や仲介者に支払う手数料について導入予定の受入企業側の分担制度に係る助成制度拡充
- ②半導体産業にとどまらない在留資格審査の円滑かつ迅速な審査
- ③外国人材の就労が地方都市まで行き渡るよう政策面も含めた特段の配慮

- ④外国人労働者を初めて雇用する企業に対する住環境の整備や雇用に際して必要となる対策の周知や助言等の相談機能の強化・拡充
- ⑤外国人留学生が引き続き日本で就労できるように在留資格制度の見直しや企業とのマッチング等、採用・定着にかかる施策促進
- ⑥アルバイトやパートタイム労働者等の希望する就業を阻害する103万円、130万円の壁に関する税・社会保障制度の是正

3. 中小企業の自己変革や新たな挑戦を後押しする支援策の拡充

(1) 「物流の2024年問題」に対応するための取組みの推進

- ①物流事業者及び旅客自動車運送事業者が行う運賃等への価格転嫁に係る一般消費者を含めた社会全体での理解促進・啓発
- ②物流事業者及び旅客自動車運送事業者が取り組む人材確保やドライバーの処遇改善、省人化投資への支援措置の充実
- ③軽油引取税の負担軽減など業務用トラックを有する事業者への支援
- ④荷主企業も含めた物流効率化の取組み促進・機運醸成

(2) デジタル実装による生産性向上支援策の拡充

- ①「IT導入補助金」の継続・拡充
- ②「中小企業省力化投資補助事業」の活用促進
- ③デジタル活用・導入に係る情報提供、専門人材の育成、IT・デジタルツール導入から実装までをフォローする専門家派遣等の支援

(3) 新たな製品・サービス開発及び販路獲得に向けた支援策の拡充

- ①「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」をはじめとした新分野進出や新製品・サービス開発に係る助成制度・金融支援の拡充
- ②「小規模事業者持続化補助金」の補助金上限額引上げ等、施策の継続・拡充、また補助対象者の拡充
- ③越境ECの活用推進に向けた助成制度の創設
- ④中小企業の海外展開に向けた環境整備や設備導入のための支援強化

(4) 業態転換を後押しする支援策の継続

- ①「事業再構築補助金」の継続及び活用促進に向けた周知強化

(5) 事業承継・事業引継ぎのさらなる機能強化

- ①事業承継補助金の継続及び事業承継・引継ぎ支援センター等の支援体制の継続・拡充・高度化
- ②グループ補助金活用事業者の事業承継に伴う財産処分時の柔軟な対応
- ③事業承継税制(特例措置)の2027年12月の期限到来後の恒久化
- ④「経営者保証に関するガイドライン」や「経営者保証改革プログラム」の周知徹底

(6) 新たな経済の担い手育成に向けた支援

- ①商工会議所を拠点とした創業準備段階からの段階に応じた支援策の継続
- ②創業希望者を増やすための初等教育段階からの起業家教育や起業マインド醸成への支援

(7) グリーン成長戦略の中小企業への波及推進及び支援強化

- ①脱炭素化効果の高い設備導入にかかる補助金制度や税制の優遇措置等の負担軽減措置
- ②技術開発に取り組む事業者への資金や技術面からの支援

4. 中小企業・小規模事業者の基盤強化・事業環境整備

(1) 資金繰りに苦慮する企業に対する継続的な支援

- ①コロナ関連特別融資返済にあたっての既往債務の条件変更など事業者の実情に応じた柔軟な対応
- ②商工組合中央金庫における新型コロナ対策の資本性劣後ローンの復活及び日本政策投資銀行における中小・中堅企業向け同ローンの創設
- ③上記ローンの支払利息について、「新型コロナウイルス対策地方創生臨時交付金」を活用した利子補給制度の創設
- ④伴走型特別保証制度の復活、補完する新たな保証制度の創設
- ⑤金融機関への金融円滑化の指導徹底、相談体制の強化

(2) 中堅・中小企業等の財務基盤強化や雇用維持に資する税制措置

- ①中小企業者の法人税軽減税率の確実な延長・恒久化ならびに欠損金の繰越控除の拡充や欠損金の繰戻還付期間の拡充
- ②コロナ禍の影響等で過大な債務を抱える中小企業に対する納税猶予にかかる延滞税の免除、固定資産税や社会保険料の減免など負担軽減措置
- ③中堅企業に係る固定資産税軽減措置の適用範囲拡大
- ④所得拡大促進税制の延長・要件緩和、少額減価償却資産特例の拡充

(3) 小規模な商業施設等の耐震・老朽化対策への支援

5. 小規模事業者の経営力底上げに資する商工会議所の支援体制の強化

(1) 商工会議所等を中核とした支援体制の強化

- ①経営改善普及事業予算の十分かつ安定的な確保
- ②「経営発達支援計画」「事業継続力強化支援計画」に基づき実施する小規模事業者の経営計画策定や販路開拓、災害対策、BCP策定に対する継続的な支援
- ③商工会議所の経営支援業務の効率化・生産性向上に向けたデジタル化の推進
- ④台湾大学生インターンシップ事業等への積極的な支援
- ⑤経営指導員等のスキルアップに係る予算や支援施策の拡充
- ⑥経営指導員等補助対象職員の確保及び賃上げ実現に向け、都道府県の経営改善普及事業の財源となる交付金の予算拡充

(2) 中小企業支援の拠点である商工会館の老朽化等に対する助成金支援



Ⅱ. 社会資本整備・開発構想の推進

1. 社会資本整備

(1) 高速道路網及び主要道路網の整備

<高規格幹線道路>

- ①南九州西回り自動車道
- ②九州横断自動車道延岡線（通称：九州中央自動車道）

<地域高規格道路>

- ①中九州横断道路、②熊本環状道路
- ③熊本天草幹線道路、④有明海沿岸道路
- ⑤熊本都市圏北連絡道路・南連絡道路、熊本空港連絡道路

<国道>

- 国道3号 ①植木バイパス、②「宇城～八代」間

(2) 熊本県内の港湾整備促進

- ①熊本港、②八代港、③本渡港

(3) 阿蘇くまもと空港の拠点性向上に向けたアクセス整備ならびに機能強化

- ①空港アクセス鉄道「肥後大津ルート」の早期整備促進
- ②税関を設けるなど空港の機能強化

(4) 熊本都市圏の渋滞緩和策

- ①熊本市中心部と高速道路や阿蘇くまもと空港を結ぶ都市高速道路等による道路ネットワーク構築
- ②市内の通過交通の排除及び渋滞緩和のための道路高架化
- ③多様な交通モードが連携可能な道路空間の創出
- ④公共交通の利活用や二次交通の整備推進

(5) 県道347号寺田岱明線及び国道208号線の渋滞緩和

- ①繁根木交差点付近～桃田交差点区間に係る高瀬大橋上の右折車線延伸ならびに信号の時差の最適化、区間内の信号の連動
- ②岱明町西照寺交差点の道路幅の拡幅及び右折車線の新設

2. 開発構想の推進

(1) 島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想の実現

- ①天草・長島架橋及び島原・天草架橋建設に資する調査の再開
- ②島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討の実施
- ③必要な道路整備のための予算確保

(2) 八代・天草シーラインの実現に向けた推進

- ①構想路線から計画路線への格上げ推進
- ②八代・天草シーライン建設促進協議会との連携強化
- ③具体的な政策策定の勉強会開催と民間参加の検討

(3) やつしろ物流拠点構想の推進

- ①「県営工業団地」、「新八代駅周辺グランドデザイン」、「外港地区・加々島地区の整備」、「物流の新たな枠組み」など早期実現に向けた支援
- ②TSMC稼働後の新たなガントリークレーン等を設置した八代港の利用促進
- ③九州各地からの農産物の収集促進・生鮮食品加工業の誘致と地域ブランド「YATSUSHIRO」の確立
- ④CFS倉庫の利用促進による定温・低温倉庫の拡充と輸出拡大
- ⑤DXを利用した荷役作業や輸送手段の効率化と機能強化

Ⅲ. 地域・観光振興の促進

1. 観光産業の復活に向けた環境整備

(1) 観光を支える交通基盤への支援

- ①航空会社(コミューター航空会社を含む)への直接支援も含めた様々な支援措置
- ②空港や主要駅等、周辺地域への二次交通の拠点整備ならびに事業者や自治体を実施する二次交通の充実に向けた取組みへの支援
- ③地方自治体やバス会社等を対象とした観光客の移動の円滑化、消費拡大に資する全国交通系ICカードの更新費用の補助
- ④MaaSのさらなる普及促進、地域公共交通の連携推進への支援拡充

(2) 観光産業の事業継続支援の強化

- ①観光産業事業者への当面の資金繰りや設備投資等に対する財政面での強力な支援
- ②各種税や社会保険料の会社負担分等の納付猶予に係る延滞金の撤廃
- ③納付猶予分支払いを対象とした融資制度創設ならびに長期的な分割納付を可能とする仕組みづくり

(3) インバウンド受け入れ促進のための環境整備

- ①アジアをはじめとする海外定期便の誘致実現
- ②キャッシュレス決済をはじめとしたデジタルツール導入支援
- ③各地固有の歴史・文化遺産など地域資源を活かした特産品・観光商品の開発支援
- ④ゴルフ場利用税や入湯税に係る外国人観光客対象の免税制度創設
- ⑤阿蘇くまもと空港における多言語対応の観光看板の設置
- ⑥阿蘇くまもと空港における観光客の満足度向上に資する旅行行程の明示

2. 地域への波及効果の高い観光の振興

(1) 地域の歴史・文化遺産の利活用促進

- ①文化財保護法における基準の弾力化及び地元の意向の尊重
- ②遺産の次世代へ継承ならびに活用を促す施策の後押し
- ③文化財や特別史跡の柔軟な利活用のための文化財保護法や都市計画法に基づく規制の緩和
- ④歴史・文化・芸能等の地域資源を一元的に閲覧可能なデータベースの整備

(2) ビジネスイベントや国際会議を始めとするMICEの誘致推進

3. JR肥薩線の早期全線復旧

- ①人吉-吉松間の早期復旧

4. 阿蘇の世界文化遺産登録に向けた支援

- ①世界遺産暫定一覧表への追加記載

5. 天草市が進める滞在型・回遊性観光の確立

- ①新幹線～シャトルバス～フェリー～天草までの交通手段の充実、出水駅及び国道3号及び南九州西回り自動車道から天草方面への観光案内板の設置、世界遺産登録の告知の充実
- ②牛深～蔵之元間フェリーの整備助成の継続、災害時における生活物資輸送等も含む対応のため新船及び予備船の確保、利用客の安全や利便性向上設備の設置、駐車場や待合所等の整備充実等の検討
- ③牛深港台場地区（漁協跡地）における宿泊施設や海洋レジャー等滞在型の施設・販売拠点整備等を含めた跡地再開発整備に対する支援

6. ユネスコ無形文化遺産に登録決定された「野原八幡宮風流」の観光資源としての活性化支援

- ①無形文化遺産の保護・維持及び地域観光振興資源としての有効活用を図るうえでの支援

7. くまモンポート八代の利活用

- ①クルーズ船の入港促進のための営業活動や施設整備
- ②日常的なにぎわいを創出する公園内の遊具やイベントスペースなどの整備
- ③駐車場・公園の使用料のイベント開催時の無償化・軽減処置の継続
- ④「ばんべいゆ号」を利用したくまモンポート八代までの路線延長

8. くまもと県南フードバレー構想の推進

- ①県南に所在する商工経済団体等が参加する会議の設置
- ②販路拡大に向けた県南ブランドへの転換のための統一的な戦略やプロモーションの展開

9. 八代市における熊本県工業団地の整備

- ①県南経済界からの意見聴取と誘致企業の情報提供
- ②具体的な計画とスケジュールの明確化による早期着工の支援
- ③県南地域への経済波及効果を高めるための企業誘致ならびに地場産業との連携に対する支援

10. 熊本県立水俣高等学校における半導体関連人材育成への支援

- ①半導体関連外部人材の活用も含めた専門教師の確保並びに派遣
- ②熊本県立技術短期大学校への水俣高校指定校推薦枠の設置
- ③熊本県独自の奨学金制度の創設
- ④遠方からの通学及び下宿等への経済的支援

11. 南九州西回り自動車道全線開通後の地域経済振興への支援

- ①水俣商工会議所が実施する地域経済界に対する影響調査結果に基づく地域経済振興への支援

12. エコパーク水俣の施設の充実

- ①各種イベントやスポーツ大会誘致に対応できる「全天候型多目的施設」整備への早期着工
- ②増加する来場者へ対応した「椅子・日よけ・トイレ」など施設の充実
- ③エコパーク水俣へのアクセス道路の改良

目 次

I. 環境変化に対応するための経済対策	1
1. 中小企業の取引適正化、持続的賃上げ実現に向けた環境整備	1
(1) 円滑な価格転嫁に向けた支援策の拡充	1
(2) 中小企業・小規模事業者の経営実態に応じた最低賃金制度のあり方の抜本的見直し ...	2
2. 中小企業の労働力確保に対する支援	2
(1) 半導体関連企業の集積に伴う専門人材確保・育成、ビジネスチャンス拡大支援 ...	2
(2) 中小企業の人材確保・育成支援策の拡充	3
(3) 人材の流出が著しい観光関連産業の労働力確保に向けた支援	3
(4) 多様な人材が活躍できる環境の整備	3
3. 中小企業の自己変革や新たな挑戦を後押しする支援策の拡充	4
(1) 「物流の2024年問題」に対応するための取組みの推進	4
(2) デジタル実装による生産性向上支援策の拡充	4
(3) 新たな製品・サービス開発及び販路獲得に向けた支援策の拡充	5
(4) 業態転換を後押しする支援策の継続	5
(5) 事業承継・事業引継ぎのさらなる機能強化	5
(6) 新たな経済の担い手育成に向けた支援	6
(7) グリーン成長戦略の中小企業への波及推進及び支援強化	6
4. 中小企業・小規模事業者の基盤強化・事業環境整備	6
(1) 資金繰りに苦慮する企業に対する継続的な支援	6
(2) 中堅・中小企業等の財務基盤強化や雇用維持に資する税制措置	7
(3) 小規模な商業施設等の耐震・老朽化対策への支援	7
5. 小規模事業者の経営力底上げに資する商工会議所の支援体制の強化	7
(1) 商工会議所等を中核とした支援体制の強化	7
(2) 中小企業支援の拠点である商工会館の老朽化等に対する助成金支援	8
II. 社会資本整備・開発構想の推進	9
1. 社会資本整備	9
(1) 高速道路網及び主要道路網の整備について	9
(2) 熊本県内の港湾整備促進について	10
(3) 阿蘇くまもと空港の拠点性向上に向けたアクセス整備ならびに機能強化 ..	10
(4) 熊本都市圏の渋滞緩和策について	11
(5) 県道347号寺田岱明線及び国道208号線の渋滞緩和について	11
2. 開発構想の推進	12
(1) 島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想の実現について	12
(2) 八代・天草シーラインの実現に向けた推進について	12
(3) やつしろ物流拠点構想の推進について	13
III. 地域・観光振興の促進	14
1. 観光産業の復活に向けた環境整備	14
(1) 観光を支える交通基盤への支援	14
(2) 観光産業の事業継続支援の強化	14
(3) インバウンド受け入れ促進のための環境整備	15
2. 地域への波及効果の高い観光の振興	15
(1) 地域の歴史・文化遺産の利活用促進	15
(2) ビジネスイベントや国際会議を始めとするMICEの誘致推進	15
<県内各地の地域・観光振興策について>	16
3. JR肥薩線の早期全線復旧について	16
4. 阿蘇の世界文化遺産登録に向けた支援	16
5. 天草市が進める滞在型・回遊性観光の確立について	16
6. ユネスコ無形文化遺産に登録決定された「野原八幡宮風流」の観光資源としての活性化支援 ..	17
7. くまもんと八代の利活用について	17
8. くまもと県南フードバレー構想の推進	17
9. 八代市における熊本県工業団地の整備【新規】	18
10. 熊本県立水俣高等学校における半導体関連人材育成への支援【新規】	18
11. 南九州西回り自動車道全線開通後の地域経済振興への支援【新規】	19
12. エコパーク水俣の施設の充実について	19

I. 環境変化に対応するための経済対策

国内経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、緩やかな回復基調にある。特に熊本県ではTSMCの進出を契機とした台湾との経済交流が加速化しており、明治維新以来の大きな転換期を迎えている。

しかしながら、多くの中小企業は人手不足やコスト増、消費低迷など様々な課題に直面しており、特に人手不足はあらゆる業種でかつてないほどに深刻化している。加えて、原材料・エネルギー価格の高騰や円安を背景とする物価上昇によって収益が圧迫される中、中小企業は人材確保のために業績改善を伴わない「防衛的賃上げ」を余儀なくされるなど、厳しい経営状況が続いている。

こうした課題に対応しながら、企業が持続的な成長を遂げるためには、賃上げの原資確保に向けた取引適正化を推進するとともに、デジタル化や事業の再構築など自己変革の取組みによって稼ぐ力を高めることが不可欠である。

観光面においては、円安を追い風に訪日外国人観光客数がコロナ禍前の水準まで回復するなど、インバウンド需要の増加に期待が高まる中、独自の歴史・文化・自然や伝統産業などを活かした地域の魅力向上を図るとともに、観光関連事業者の経営力強化や業績回復を支援することが重要である。

また、激甚化する自然災害や地震の発生に備え、真に必要な社会資本の迅速かつ着実な整備を実行し、災害に強い持続可能な地域社会づくりが急務である。

以上の観点から、熊本県下商工会議所は、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の最も身近な支援機関として、これまでに蓄積した支援ノウハウや商工会議所間のネットワークを活かし、引き続き、地域の事業者の活力強化と地域経済の活性化を強力に推し進めていく。

については、下記事項に関する特段のご支援を賜りたい。

1. 中小企業の取引適正化、持続的賃上げ実現に向けた環境整備

(1) 円滑な価格転嫁に向けた支援策の拡充

多くの中小企業・小規模事業者は、円安を背景とする物価上昇や原材料・エネルギー価格の高騰により収益が圧迫される中、人材確保を目的とした業績の改善を伴わない「防衛的賃上げ」を余儀なくされている。

コスト上昇分の円滑な価格転嫁を推進するため、「パートナーシップ構築宣言」の推進や国の各種施策を展開したりしているものの、取引上の立場が弱い中小企業においては厳しい状況が続いている。また、小売・サービス業をはじめとする消費者をターゲットとした事業者においても、顧客離れなどの懸念から価格転嫁が厳しい状況にある。

中小企業が持続的に賃上げできる環境整備には、同宣言のさらなる普及拡大とともに、支援策の拡充により、円滑な価格転嫁を推進することが重要である。

については、以下の事項について、ご支援を賜りたい。

- ・パートナーシップ構築宣言の宣言企業に対するフォローアップ実施や取引現場への浸透・徹底など、実効性向上に向けた取組みの強化
- ・公共調達・公共工事における受注企業とその下請け・孫請け企業間の取引適正化の徹底

- ・パートナーシップ構築宣言のさらなる普及・拡大のため、宣言企業への税や補助金、制度融資等におけるインセンティブ措置の拡大
- ・下請法の一層の厳格な運用、「価格交渉促進月間」等の継続や実態把握や取引適正化対策の徹底・監視強化による実効性の確保
- ・生産コストに見合う適正価格で売買することへの消費者に対する啓発

(2) 中小企業・小規模事業者の経営実態に応じた最低賃金制度のあり方の抜本的見直し

近年の最低賃金の決定は、中小企業・小規模事業者の経営実態を超える大幅な引き上げが続き、中小企業・小規模事業者は実力以上の賃上げを強いられてきた。昨年度、中央最低賃金審議会により過去最大となる引き上げ目安額39円が示されたことを受け、熊本地方最低賃金審議会は、目安を6円上回る時給898円とするよう熊本労働局長へ答申したが、原材料価格の高騰に加え、価格転嫁が難しい県内の中小企業・小規模事業者への影響は計り知れず、熊本地震、新型コロナ、豪雨災害の影響がいまだ残る中、事業継続や雇用維持に多大な影響を及ぼしかねない。

最低賃金審議会では、大幅な引き上げありきではなく、地域の中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮した、データによる明確な根拠に基づく納得感のある議論が行われるべきである。

ついては、以下の事項について、ご支援を賜りたい。

- ・地方最低賃金審議会が自主性を発揮し、地域の経済・雇用の実態を見極めたうえで地域の実情に応じた審議ができるよう、国及び中央最低賃金審議会における、現行の目安制度を含めた最低賃金制度のあり方の抜本的な見直し
- ・三要素（生計費、賃金及び支払能力）に関するデータや各種統計など明確な根拠に基づく審議決定
- ・最低賃金の発効について、準備期間が改定決定から2か月程度と短く、また繁忙期にあたる年末時期の勤務調整により人手不足が加速する懸念もあることから、年初または年度初めの発効とするなど配慮いただきたい。
- ・産業別に定める特定最低賃金制度の適切な運用及び現下の地域経済や雇用の実情を踏まえた運用の検討
- ・最低賃金の大幅な引き上げの影響を受ける中小企業・小規模事業者が生産性向上や雇用の維持・確保ができるよう、助成金や補助金、融資制度、税制など各種支援策の拡充・強化

2. 中小企業の労働力確保に対する支援

(1) 半導体関連企業の集積に伴う専門人材確保・育成、ビジネスチャンス拡大支援

TSMCの熊本県進出を機に半導体関連企業の設備投資が活発で、その波及効果は半導体産業にとどまらず観光やビジネスの面にも広がりつつあるが、半導体関連産業を担う専門人材の確保・育成などが大きな課題となっている。

ついては、以下の事項について、ご支援を賜りたい。

- ・九州が『新生シリコンアイランド九州』として発展し、ひいては国の経済安全保障の一翼を担う観点から、先端技術に通じた専門人材の確保・育成支援
- ・半導体関連企業と地場企業との取引拡大に資する支援措置

(2) 中小企業の人材確保・育成支援策の拡充

熊本県は TSMC をはじめ半導体関連企業の進出による先端技術に通じた専門人材の確保や育成が大きな課題になっており、こうした一連の動きを起因とする全産業を巻き込んだ労働移動が懸念されている。

このような状況下において、中小企業では一層人材確保が難しい状況に陥ることが予測され、徹底した省力化とあわせて、従業員一人ひとりの能力を高め、生産性向上や付加価値拡大につなげていかなければならない。地域経済の活動の中核を担う中小企業の持続的な成長に欠かせない人材確保や人材育成の取組みへの支援のため、以下の事項について、ご支援を賜りたい。

- ・ハローワークの体制強化及び求人企業・求職者双方へのコンサルティング機能強化などによるマッチングの質向上
- ・地方への移住・定住を促進させる税制優遇措置や、雇用補助、地域の空き家対策との連携強化
- ・各地商工会議所や民間企業が実施する会社合同説明会に出展する際の助成措置
- ・社内人材のリスキリング、教育訓練に関する支援強化

(3) 人材の流出が著しい観光関連産業の労働力確保に向けた支援

コロナ禍の3年間、度重なる人流抑制により需要が激減し、観光関連産業からの離職に拍車がかかった。現在、需要は回復傾向にあるものの、観光施設やホテルなどでは人手不足を理由に一部サービスを制限して営業せざるを得ない事業者も多く、機会損失の打開に向けた労働力確保のための助成制度の創設など政策面も含めて支援の検討をお願いしたい。

(4) 多様な人材が活躍できる環境の整備

少子高齢化を背景とした生産年齢人口の減少による人手不足を解消するためには、女性や外国人材、シニア、障がいのある方等、多様な人材が活躍できるマッチング支援や就労環境の整備が必要である。

特に、半導体産業においては TSMC の進出に伴う半導体人材の不足が顕著となっているが、熊本県が国家戦略特区「連携“絆”特区」に指定されたことを受け、半導体関連産業に従事する外国人材の在留資格審査期間が短縮される見込みとなった。一方で、半導体関連産業の進出は、全産業を巻き込んだ労働移動が発生する懸念があることから、建設業等のエッセンシャルワーカーをはじめ、他業種においても外国人材の円滑な受入が可能となるような環境整備が必要である。

ついては、以下の事項について、ご支援を賜りたい。

- ・外国人労働者が母国の送り出し機関や仲介者に払う手数料について、受入企業側も分担する制度の導入が予定されているが、財務基盤が脆弱な中小・小規模事業者には相当な負担となることから、その助成制度の拡充
- ・半導体産業にとどまらない在留資格審査の円滑かつ迅速な審査
- ・外国人の就労について、地方都市まで行き渡るよう政策面も含めた特段の配慮
- ・外国人労働者を初めて雇用する企業に対し、住環境の整備の他、外国人雇用に際して必要となる対策の周知や助言等の相談機能の強化・拡充
- ・外国人留学生が引き続き日本で就労できるよう、在留資格制度の見直しや企業とのマッチング等、採用・定着にかかる施策促進
- ・アルバイトやパートタイム労働者等の希望する就業を阻害する 103 万円、130 万円の壁に関する、税・社会保障制度の是正

3. 中小企業の自己変革や新たな挑戦を後押しする支援策の拡充

(1) 「物流の 2024 年問題」に対応するための取組みの推進

トラック運送業界は、国内貨物輸送の 9 割以上を担い、国民の暮らしと地域経済を守るためのライフラインとして国内物流の中心的な役割を果たしているが、深刻な「運転手不足」に加えてドライバーの時間外労働の上限規制適用により輸送能力が不足する「物流の 2024 年問題」の懸念が現実のものになろうとしている。

物流の停滞は 10 兆円を超える規模の経済損失になるとも試算されており、日本経済全体の成長を制約しかねない。ついては、物流事業者のみならず、荷主側と一体となった省人化・効率化を実現するための施策を講じていただきたい。

また、バス・タクシーといった旅客自動車運送業界においても、バスダイヤの運行が困難になったり、深夜帯のタクシー不足が加速したりすることは明確であり、回復傾向にある観光需要に水を差すことが懸念されるため、その対応が急務である。

ついては、以下の事項について、ご支援を賜りたい。

- ・物流事業者及び旅客自動車運送事業者が行う価格転嫁や労働環境改善の交渉を後押しするための、原油高や人件費アップに伴う運賃等への価格転嫁に係る一般消費者を含めた社会全体での理解促進・啓発
- ・物流事業者及び旅客自動車運送事業者が取り組む人材確保やドライバーの処遇改善、省人化投資への支援措置の充実（物流倉庫の整備・高度化、デジタル化・DX の促進等）
- ・軽油引取税の負担軽減及び輸送に不可欠な高速道路の利用料無償化措置など、業務用トラックを有する事業者への支援措置
- ・荷主企業も含めた積極的な物流効率化の取組み促進・機運醸成

(2) デジタル実装による生産性向上支援策の拡充

中小企業が人手不足を克服するためには、従来よりも少ない人員でより高い付加価値を生み出すことができる体制を目指し、デジタル化やビジネスプロセスの見直しなどによって徹底した省力化に取り組むことが求められる。

しかしながら、中小企業は人材やノウハウの不足、資金繰りなどの点で、自力でのデジタル実装が困難な企業が多く、企業の実態に即した助言や指導ができる専門家の派遣や補助金・助成金など支援策の拡充が必要である。

ついては、以下の事項について、ご支援を賜りたい。

- ・中小企業・小規模事業者がデジタルを活用することで持続的成長が可能になるよう、デジタル実装によるバックオフィス業務の効率化や省力化投資に活用可能な IT 導入補助金の継続・拡充
- ・IoT やロボット等の人手不足解消に資するサービス導入にかかる経費の一部を補助する「中小企業省力化投資補助事業」の活用促進
- ・デジタル活用・導入についての情報提供、専門人材の育成、IT・デジタルツールの導入から実装までをフォローする専門家派遣等の支援

（３）新たな製品・サービス開発及び販路獲得に向けた支援策の拡充

新分野への進出や新製品・サービスの開発・海外展開等の取組みは、中小企業を価格競争から脱却するだけでなく、革新的な技術やイノベーションの端緒となり、国内の産業力の底上げに寄与するものである。

ついては、以下の事項について、ご支援を賜りたい。

- ・「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」及び「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」をはじめとした新分野進出や新製品・サービス開発に係る助成制度や金融支援の拡充
- ・小規模事業者の販路開拓・拡大や持続的な経営改善支援策として極めて有用な「小規模事業者持続化補助金」について、補助金の上限額の引き上げ等、施策の継続・拡充、また一般社団法人等までの補助対象者の拡充
- ・越境 EC の活用推進に向けた助成制度の創設
- ・海外企業とのオンライン商談や Web サイトの多言語対応等、中小企業の海外展開に向けた環境整備や設備導入のための支援強化

（４）業態転換を後押しする支援策の継続

経営環境の変化に対応していくために、中小企業・小規模事業者は、積極的にビジネスモデルの変革に取り組む必要がある。

ついては、業態転換やビジネスモデルの変革といった事業再構築に挑戦する事業者を対象とした「事業再構築補助金」の継続及び活用促進に向けた周知の強化をお願いしたい。

（５）事業承継・事業引継ぎのさらなる機能強化

経営者の高齢化に伴う「大事業承継時代」が進行する中、価値のある事業を次代に円滑につなぐ準備が整わないまま、コロナ禍を機に倒産・廃業するケースが増加している。現在、熊本県の強力なリーダーシップのもと、熊本県事業承継・引継ぎ支援センターでは年々相談件数が増加しており、雇用や技術、優れたノウハウを継承し、産業と地域の活力を維持するためにも、さらなる円滑な事業承継・事業引継ぎへの対応が必要不可欠である。

ついては、以下の事項について、ご支援を賜りたい。

- ・事業承継・事業引継ぎに対する早期対策の重要性への気付きと計画的な承継準備の促進、並びに具体的課題への支援のため、事業承継補助金の継続及び事業承継・引継ぎ支援センター等の支援体制の継続・拡充・高度化
- ・事業承継や M&A などグループ補助金活用事業者の事業承継に伴う財産処分発生時の柔軟な対応
- ・事業承継税制（特例措置）の、2027 年 12 月の期限到来後の恒久化（一般措置と特例措置の恒久化を含む）
- ・中小企業経営者をはじめ支援機関、金融機関に対する、事業承継時に焦点をあてた「経営者保証に関するガイドライン」や「経営者保証改革プログラム（個人保証人制度）」の周知徹底

(6) 新たな経済の担い手育成に向けた支援

創業・ベンチャー支援やフリーランスへの支援は、地域の新たな経済の担い手育成として強化・拡充が必要であるが、専門知識やノウハウの習得、資金調達、販路開拓、人材確保など課題が多岐にわたることから、成長段階に応じた指導・支援が重要である。

については、以下の事項について、ご支援を賜りたい。

- ・商工会議所を拠点とした創業スクールの開催、マーケティングや事業計画作成等に係る専門家派遣、小規模事業者持続化補助金創業枠の拡充及び、新たな補助金制度の創設など、創業準備段階から事業が軌道に乗るまでの段階に応じたきめ細やかな安定的な支援策の継続
- ・創業希望者を増やす取組みとして、創業が将来の職業選択の一つとなるよう初等教育段階からの起業家教育や起業マインド醸成

(7) グリーン成長戦略の中小企業への波及推進及び支援強化

国においては、2050年カーボンニュートラルを宣言、その実行の道筋としてグリーン成長戦略が策定されたところである。大企業を中心にSDGsの観点も踏まえた取組みが進んでいるが、多くの中小企業においては、本戦略の重要性、必要性の認識が不十分であり、取組みが進んでいない状況である。しかし、グリーン成長戦略の推進は、エネルギー関連産業のみならず、住宅・建築産業や資源循環関連産業などあらゆる分野の中小企業・小規模事業者まで波及すると考えられる。

については、以下の事項について、ご支援を賜りたい。

- ・中小企業等が積極的に取組みを推進できるよう、脱炭素化効果の高い設備導入にかかる補助金制度や税制の優遇措置等の負担軽減措置
- ・技術開発に取り組む事業者への資金や技術面からの支援

4. 中小企業・小規模事業者の基盤強化・事業環境整備

(1) 資金繰りに苦慮する企業に対する継続的な支援

長期化したコロナ禍やコスト増によりにより打撃を受けた中小企業等への円滑かつ安定的な資金供給の維持が引き続き必要である。

については、以下の事項について、ご支援を賜りたい。

- ・コロナ関連特別融資の返済が本格化する中、売上が十分に回復していない事業者に対しては、事業継続支援のためのさらなる据置期間延長や、返済猶予といった既往債務の条件変更など、事業者の実情に応じた柔軟な対応
- ・政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行）の資本金劣後ローンに関して、商工組合中央金庫における新型コロナ対策の同ローンの復活及び日本政策投資銀行における中小・中堅企業向けに同ローンの創設
- ・上記ローンの支払利息について、国から都道府県に交付される「新型コロナウイルス対策地方創生臨時交付金」を活用した利子補給制度の創設
- ・令和6年6月末に取扱が終了する民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のための伴走支援型特別保証制度の復活、補完する新たな保証制度の創設
- ・金融機関への金融円滑化の指導徹底、相談体制の強化

(2) 中堅・中小企業等の財務基盤強化や雇用維持に資する税制措置

新型コロナウイルス感染症の影響で多くの中小企業が疲弊したなか、中堅・中小企業等の事業継続・雇用維持を支えるため、財政基盤の強化に資する税制措置が必要である。

ついては、以下の事項について、特段のご支援を賜りたい。

- ・資金繰りの改善や自己資本の充実等財務基盤を促すため、中小企業者の法人税の軽減税率（15％）の確実な延長、恒久化ならびに欠損金の繰越控除の拡充や欠損金の繰戻還付期間の拡充
- ・コロナ禍の影響等で過大な債務を抱える中小企業に対する納税猶予にかかる延滞税の免除、休業や営業自粛等により赤字の状況であっても負担が生じる固定資産税や社会保険料の減免など負担軽減措置
- ・中小企業に該当しない地域経済の中核を担う中堅企業に係る固定資産税軽減措置の適用範囲拡大
- ・所得拡大促進税制の延長と総額要件の廃止等要件緩和及び少額減価償却資産特例の拡充

(3) 小規模な商業施設等の耐震・老朽化対策への支援

不特定多数の方や避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なものに対し、改正耐震改修促進法への対応が義務化され、必要な診断・改修に対する補助制度が整備されているが、小規模な商業施設やオフィスにとっても、安全性と事業継続の観点から耐震・老朽化対策は喫緊の課題であることから耐震・老朽化対策に必要な改修等に対する補助制度を整備していただきたい。

5. 小規模事業者の経営力底上げに資する商工会議所の支援体制の強化

(1) 商工会議所等を中核とした支援体制の強化

商工会議所による巡回を中心とした経営指導は、経営実態に通じる経営指導員が、専門家や国・行政等支援策の活用等全体のコーディネートを図りながら、小規模事業者の事業継続や経営力向上を伴走支援している。また、地域活性化につながる面的支援も行い、その果たすべき役割と事業者からの期待は一段と大きくなっている。さらに、災害時の被災状況確認や再建支援など、事業者への支援を迅速に展開し、エッセンシャルワーカーとしての機能も果たしている。

昨今の物価高騰など企業を取り巻く経営環境は厳しさが続く中、企業はデジタル活用、人材不足、事業承継等の本質的な課題への迅速な対応が求められており、支援機関である商工会議所のさらなる機能の強化が必要である。

また熊本県では、TSMCの進出を契機として台湾の人材確保や経済交流に対するニーズが高まっており、熊本県商工会議所連合会では台湾の経済団体とのMOU締結をはじめとした窓口機能を担い、また在熊台湾人を対象とした歓迎イベントの開催や台湾の大学と連携したインターンシップ事業を展開するなど台湾との積極的な交流を行っている。この動きを加速化し、県内経済全体の利益の増進を図るためにも、行政と経済団体が両輪となって推し進める必要がある。

ついては、以下の事項について、ご支援を賜りたい。

- ・経営改善普及事業予算の十分かつ安定的な確保
- ・「経営発達支援計画」「事業継続力強化支援計画」に基づき実施する小規模事業者の経営計画策定や販路開拓、災害対策、BCP 策定に対する継続的な支援
- ・商工会議所の経営支援業務の効率化・生産性向上に向けたデジタル化の推進
- ・商工会議所が実施する台湾大学生インターンシップ事業等への積極的な支援
- ・経営指導員等のスキルアップに係る予算や支援施策の拡充
- ・経営指導員等補助対象職員の確保及び賃上げ実現に向け、都道府県の経営改善普及事業の財源となる交付金の予算拡充

（２）中小企業支援の拠点である商工会館の老朽化等に対する助成金支援

近年、多くの大規模自然災害が発生しているが、被災事業者の支援において、被災事業者訪問や特別相談窓口の設置による相談対応等、商工会議所の果たした役割は大きなものであった。商工会議所の活動拠点となる商工会館等の施設は、商工業者の支援拠点として重要な役割を担うことから、その機能を最大限発揮するため、施設の老朽化等に伴う修繕・移転等に必要な費用に対する助成措置を講じていただきたい。

Ⅱ．社会資本整備・開発構想の推進

陸・海・空の交通インフラは、大規模災害時のリダンダンシー確保のみならず、人流・物流をはじめとする経済活動の根幹をなすものであり、ストック効果の高い社会資本の着実な整備について特段のご支援を賜りたい。

1．社会資本整備

（１）高速道路網及び主要道路網の整備について

高規格幹線道路等の高速交通ネットワークの整備は、地域連携の強化や産業の振興とともに大規模災害におけるリダンダンシーの確保の上で重要なインフラであり、ミッシングリンクの解消を着実に進める必要がある。

しかし、熊本県内の広域的な活性化と経済の浮揚発展に寄与する国道・県道の整備水準はまだ十分とは言えず、より一層の道路整備が不可欠な状況である。

については、産業基盤の中核である高規格幹線道路網の整備をはじめとする域内主要道路網を完成させるため、必要な予算確保並びに下記事項について、特段のご支援を賜りたい。

記

《高規格幹線道路》

- 1．南九州西回り自動車道「水俣～県境」間の早期整備促進
- 2．九州横断自動車道延岡線（通称：九州中央自動車道）「清和～蘇陽」間の早期事業化

《地域高規格道路》

- 1．中九州横断道路の滝室坂道路等並びに「大津熊本道路」の早期整備促進
- 2．熊本環状道路の早期整備促進
- 3．熊本天草幹線道路の早期整備促進
- 4．有明海沿岸道路の早期整備促進
- 5．「熊本都市圏北連絡道路」「熊本都市圏南連絡道路」「熊本空港連絡道路」の早期実現

《国道》

- 1．直轄関係
 - ①国道３号植木バイパスの早期整備促進
 - ②国道３号「宇城～八代」間の４車線化

(2) 熊本県内の港湾整備促進について

熊本県内の港湾は、東アジア地域との活発な貿易や受入が再開したクルーズ船をはじめとする観光面においてその重要性が年々高まっており、TSMC の県内進出や関連する企業立地が進み、また、官民の協議の結果、「八代港の中長期ビジョン」が公表されるなど一層顕著に表れはじめることが予想される。

一方で、企業は使用する船舶の大型化による海上輸送コストの削減が大きな課題となっているが、船舶の大型化に対する港湾整備は遅れており、大型岸壁をはじめとする港湾施設の更なる整備が必要である。また今後起こりえる大規模災害に対応するため、耐震強化岸壁の整備も必要である。

については、下記事項について、特段のご支援を賜りたい。

記

1. 熊本港の整備促進

- ・防災及び物流拠点としての機能強化を図る耐震強化岸壁の整備促進
- ・水深 10 m 岸壁等の整備促進
- ・半導体関連企業の県内進出を契機とした物流拠点機能の強化
- ・RORO 船を利用した大型機械輸送の利用促進
- ・熊本港利用促進に向けたポートセールス活動の継続した推進
- ・大型クルーズ客船の寄港誘致の促進と環境整備

2. 八代港の整備促進

- ・水深 14 m 航路の早期完成に向けた支援の継続
- ・円滑な荷役環境の向上の早期整備
- ・港湾整備事業（老朽港湾施設補修）の早期整備

3. 本渡港の整備促進

- ・天草地域の海の玄関口である本渡港の海上アクセスや陸上アクセスの連携を視野に入れた観光ネットワーク形成による地域間交流の活性化の推進
- ・災害時等の緊急物資の受け入れ港としての耐震強化岸壁の整備促進

(3) 阿蘇くまもと空港の拠点性向上に向けたアクセス整備ならびに機能強化

阿蘇くまもと空港は、令和 5 年 1 月の韓国路線の復便をはじめ、台北・香港など国際路線が順調に回復している。また TSMC の進出により国内外からの利用が増加することが見込まれ、交通の結節点としてはもちろん、地域活性化の核施設として有機的な活用が期待される。

世界と地域にひらかれた「九州セントラルゲートウェイ」としての拠点性向上を図るためにも、熊本市中心部からの空港間のアクセス改善に資する空港アクセス鉄道「肥後大津ルート」の早期整備促進をお願いしたい。

また台湾との経済交流が加速化する中、モノの往来が活発になることが予測されることから、税関を設けるなど空港の機能強化を行っていただきたい。

(4) 熊本都市圏の渋滞緩和策について

熊本都市圏では慢性的な交通渋滞が発生し、熊本市内の平均旅行速度や主要渋滞箇所数は3大都市圏を除く政令指定都市でワーストワンであり、高速道路インターチェンジや阿蘇くまもと空港等の郊外部から熊本市内に向かうアクセスは、目的地までの時間が読めない等の事態が頻発している。

2021年6月、熊本県と熊本市が、今後20年から30年間の広域的な道路交通の方向性を示す「熊本県新広域道路交通計画」を策定し、「10分・20分構想」の主軸となる「熊本都市圏北連絡道路」「熊本都市圏南連絡道路」「熊本空港連絡道路」の3つの路線が高規格道路に位置づけられた。熊本都市圏における円滑な都市交通ネットワークや災害に強い道路ネットワークの形成のためにも道路交通の強靱化は、強固な都市基盤の構築に不可欠であり、下記事項の検討が官民連携で講じられるよう特段のご支援を賜りたい。

記

1. 熊本市中心部と高速道路や阿蘇くまもと空港を結ぶ都市高速道路等による道路ネットワーク構築
2. 市内の通過交通の排除及び渋滞緩和のための道路高架化
3. 多様な交通モードが連携可能な道路空間の創出
4. 公共交通の利活用や二次交通の整備推進

(5) 県道347号寺田岱明線及び国道208号線の渋滞緩和について

国道208号線玉名バイパスは、2011年(平成23年)2月に全線開通し、同年3月に開業した九州新幹線新玉名駅への主要アクセス道路としての機能を果たしている。しかしながら当市中心部を東西に貫く主要幹線道路、県道347号線(旧国道208号線)の慢性的な渋滞はほとんど改善されていない。

とりわけ高瀬大橋は、市内中心部から植木・熊本方面に向かう車線が停止車両で埋まり、緊急車両の通行に支障を来たす場面も見られるため、早急な対策が必要である。

また、国道208号線については、岱明町西照寺交差点に右折車線が無いことから、荒尾市から玉名市内へ向かう車が渋滞している。

一方、玉名三ツ川産業団地(一部完成、分譲済)に入居した工場が建設中であり、今後続々と稼働していく。これに伴い、また岱明玉名線の開通により県道347号線へのアクセスが向上したため、有明海沿岸部(国道501号線)からの流入車両の増加が予想され、更なる状況悪化が懸念される。

については、この渋滞問題を解決するため、下記の措置を講じられるよう特段のご支援を賜りたい。

記

1. 県道347号線
区間：繁根木交差点付近～桃田交差点(植木・熊本方面)
措置：高瀬大橋上の右折車線の延伸
信号の時差の最適化および区間内の信号の連動
2. 国道208号線
場所：岱明町西照寺交差点(玉名市中心部方面)
措置：道路幅の拡幅及び右折車線の新設

2. 開発構想の推進

(1) 島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想の実現について

島原・天草・長島架橋構想は、有明海・八代海沿岸地域を環状に結ぶ広域交通網を整備することにより、九州新幹線、空港、港湾等と一体となって、東アジアをはじめとする国際的な交流基盤を形成するほか、大規模災害時における緊急避難路や復旧・復興支援物資等を輸送する「命の道」としての機能も有している。

一方、九州西岸軸構想は、長崎県、熊本県、鹿児島県にまたがる九州西岸地域を、島原・天草・長島架橋を中核とした地域高規格道路で結ぶことにより、県境を越えた相互交流・連携を可能にし、産業・経済・文化・観光等のつながりを持つ新しい経済文化圏を形成しながら、地域の一体的な活性化を図る構想となっている。

九州西岸軸は、九州西端において、太平洋新国土軸を受け止め、さらに、日本海国土軸や西日本国土軸を結びつけ、国土軸の機能をより高める地域連携軸として、国土全体の強靱化を図る上からも、極めて重要な役割を果たすものである。

これまで、関係3県等においては、構想推進講演会や構想推進地方大会の開催、関係地域間の積極的な交流を推進し、機運の醸成を図っている。また国、関係3県等により、様々な調査が実施され、地震観測調査や船舶航行実態調査等のほか、具体的な事業化を見据えた調査が進められてきた。

特に人口減少が加速する中で、交流人口拡大による地方創生に向けた取組みが進められており、両構想の実現は、その効果を大きく発揮する基盤となり得るものである。

については、両構想の実現のため、下記事項について、特段のご支援を賜りたい。

記

1. 天草・長島架橋及び島原・天草架橋建設に資する調査の再開
2. 島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討の実施
3. 必要な道路整備のための予算確保

(2) 八代・天草シーラインの実現に向けた推進について

熊本県の基幹産業の一つである観光業の復興、物流機能の充実、また、災害時における緊急輸送路や代替路の確保、救急医療活動の向上等、災害に強い地域づくりや地域の安全・安心を確保するため、交通基盤整備が必要不可欠である。

八代・天草シーラインは、令和5年3月に公表された「八代港の中長期ビジョン」において、観光・産業・防災面での効果が期待されることから官民一体となった取組みが必要と明記されている。現在、構想路線として位置づけられているものの、県南地域全体の交通網、産業・観光振興、災害発生時緊急道路に資するものであることから、具体的な計画路線への格上げが求められる。

現在、八代市、上天草市それぞれの民間団体期成会において、組織力を強化しながら、八代・天草シーラインの必要性を広く訴えるためのシンポジウム開催や署名活動の実施等、地域住民の機運の醸成を図っており、実現のためにもその連携をより強化していかなければならない。

については、下記事項について、特段のご支援を賜りたい。

記

1. 八代・天草シーラインの構想路線から計画路線への格上げ推進
2. 八代・天草シーライン建設促進協議会との連携強化
3. 具体的な政策策定の勉強会開催と民間参加の検討

(3) やつしろ物流拠点構想の推進について

「やつしろ物流拠点構想」公表より5年間、官民一体となり構想を検証し、物流と人流の可能性を引き出す為の事業課題抽出、八代の地理的ポテンシャルを最大限生かす八代港を核とした「やつしろ物流拠点構想」として議論を深めてきた。

その間に新大型ガントリークレーン設置、新コンテナターミナルの移設拡充、クルーズ専用岸壁新設、くまモンポート八代の開園、また令和4年7月には、小口混載の対応が可能なCFS倉庫が供用を開始されるなど、“活気あふれる九州のゲートウェイ”になりつつある。

本構想は「八代港の中長期ビジョン」から令和6年6月12日、香港系物流不動産大手ESRと八代地域の物流拠点化を進める覚書が結ばれ、新たな物流拠点として位置付けられた。実現には長い時間を要することから、毎年確実に推進するために、下記事項について特段のご支援を賜りたい。

記

1. 今回の新たな覚書に伴う八代地域の物流拠点化として、「県営工業団地」、「新八代駅周辺グランドデザイン」、「外港地区・加々島地区の整備」、「物流の新たな枠組み」など早期実現に向けた支援
2. TSMCの稼働に備え、新たなガントリークレーン等を設置した八代港の利用促進
3. 九州各地からの農産物の収集促進・生鮮食品加工業の誘致と地域ブランド「YATSUSHIRO」の確立
4. CFS倉庫（コンテナフレートステーション倉庫）の利用促進による定温・低温倉庫の拡充と輸出拡大
5. DXを利用した荷役作業や輸送手段の効率化と機能強化

Ⅲ. 地域・観光振興の促進

観光産業は、旅行業や宿泊業、運輸業のみならず、飲食業、サービス業、小売業、第一次産業等、関連する分野が多岐にわたっており、広範な経済波及効果や雇用誘発効果が期待される産業である。そのため、観光は人口減少に直面する地域の再生・活性化策としてこれまで以上に重要な役割を担っている。

政府が策定した「第4次観光立国推進基本計画」では、『持続可能な観光』や『消費額拡大』、『地方誘客促進』をキーワードに、観光地・観光産業の再生・高付加価値化を図る方針が示されている。

国内外の観光客数が急速に回復する中、熊本県においても旅行者の価値観やニーズも踏まえながら、観光資源の発掘・磨き上げを行い、円安を追い風に増加するインバウンドの更なる誘客と観光消費拡大につなげていかなければならない。

ついては、地域・観光振興の観点から、下記事項に関する特段のご支援を賜りたい。

1. 観光産業の復活に向けた環境整備

(1) 観光を支える交通基盤への支援

回復基調にある国内外の観光需要を取り込み、県内の観光活性化を図るうえでは航空路線の維持・充実が必須であるが、国や自治体の支援が不可欠となる。

ついては、以下の事項について特段の支援をいただきたい。

- ・航空会社(コミューター航空会社を含む)への直接支援も含めた様々な支援措置
- ・観光資源へのアクセス改善や周辺地域との連携のため、空港や主要駅等、周辺地域への二次交通の拠点整備ならびに事業者や自治体を実施する二次交通の充実に向けた取組みへの支援
- ・地方自治体やバス会社等を対象とした観光客の移動の円滑化、消費拡大に資する全国交通系 IC カードの更新費用の補助
- ・多様な観光ニーズへの対応や渋滞緩和の観点から、旅行者・地域双方の移動ニーズに対応する MaaS のさらなる普及促進、地域公共交通の連携推進への支援拡充

(2) 観光産業の事業継続支援の強化

長引くコロナ禍での観光需要の低迷が続いたことで、宿泊業をはじめとした観光に関係する事業者の財政基盤は大きく毀損した。加えて、物価高やコロナ関連融資の返済、コロナ禍で流出した人手不足が足かせとなり、観光事業者の倒産・廃業さらには地域における観光基盤が損なわれかねない。

ついては、以下の事項について、ご支援を賜りたい。

- ・当面の資金繰りや設備投資等に対する財政面での強力な支援
- ・各種税や社会保険料の会社負担分等の納付猶予に係る延滞金の撤廃
- ・安定した収入が見通せずに納付の猶予を申請した複数年分の支払期限が到来する中、一括納付は困難であることから、政府系金融機関による融資制度の創設ならびに実質的に長期的な分割納付ができる仕組みづくり

(3) インバウンド受け入れ促進のための環境整備

観光は、成長戦略の柱、地方創生の切り札であり、コロナ禍で疲弊したわが国経済の回復に大きな役割を果たすものである。特に、円安の追い風もあり日本は旅行先として海外からの人気が高いことから、インバウンド需要を確実に取り込むための環境を早急に整備すべきである。

ついては、以下の事項について、ご支援を賜りたい。

- ・アジアをはじめとする海外定期便の誘致の実現
- ・観光事業者の生産性向上・デジタル化にもつながるキャッシュレス決済をはじめとしたデジタルツール導入への支援
- ・観光消費拡大のための各地固有の歴史・文化遺産など地域資源を活かした特産品・観光商品の開発支援
- ・ゴルフ場利用税や入湯税について、消費税同様の外国人観光客対象の免税制度創設
- ・阿蘇くまもと空港における多言語対応の観光看板の設置
- ・阿蘇くまもと空港における観光客の満足度向上に資する主要観光地の訪問順序や所要時間、交通手段など旅行行程の明示

2. 地域への波及効果の高い観光の振興

(1) 地域の歴史・文化遺産の利活用促進

観光再生に向けて国内外からの観光需要の掘り起こしに取り組むにあたり、地域の魅力発信が重要になってくる。特に各地域がもつ歴史や文化財などの地域資源の価値を見直し、最大限利活用し情報発信をしていくことが重要である。

ついては、以下の事項について、ご支援を賜りたい。

- ・国史跡・文化財等の利活用促進のため、文化財保護法における基準の弾力化及び地元の意向の尊重
- ・各地方自治体による歴史・文化等の地域資源や史跡・文化財等の遺産の次世代へ継承ならびに活用を促す施策の後押し
- ・国際的な MICE 誘致には、歴史的建造物や城郭、屋外空間等を活用したユニークベニユーの取組みが有効であるが、文化財や特別史跡については、その保護の観点から厳しい規制が敷かれ、柔軟な利活用が困難な状況であることから、文化財保護法や都市計画法に基づく規制の緩和
- ・地域のまちづくり団体や観光事業者が、歴史・文化・芸能等の地域資源を観光コンテンツとして容易に活用できるよう、一元的に閲覧可能なデータベースの整備

(2) ビジネスイベントや国際会議を始めとする MICE の誘致推進

回復基調にある観光需要の更なる拡大、「くまもと観光立県推進計画」の実現に向けて、ビジネスイベントや国際会議といった MICE の積極的な誘致活動を実施していただきたい。

＜県内各地の地域・観光振興策について＞

3. JR 肥薩線の早期全線復旧について

令和2年7月豪雨災害で被災した肥薩線八代-人吉間については、本年4月に国、県、JR九州の三者において鉄道での復旧が基本合意に至った。肥薩線の早期全線復旧を要望してきた人吉球磨地域経済にとっては、念願が実現に近づき、復興の力となっており、深く感謝申し上げる。

しかしながら、今回の基本合意には、肥薩線の魅力の一つである日本三大車窓といわれた「山線（人吉-吉松間）」が含まれていない。ついては、沿線自治体とともに、人吉-吉松間の早期復旧にご支援いただきたい。

4. 阿蘇の世界文化遺産登録に向けた支援

「阿蘇」は世界遺産登録の暫定一覧表候補のカテゴリーIaに位置付けられており、現在、県と関係市町村が共同で進めている構成資産の文化財国指定等に向けた取組みが着実に成果を上げている。ついては、早期の世界遺産暫定一覧表への追加記載について、引き続き支援をお願いしたい。

5. 天草市が進める滞在型・回遊性観光の確立について

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、世界文化遺産としての登録を契機に崎津今富地区の文化的景観整備が進み、また、五和町には天草イルカセンターも開業する等、天草市が進める回遊性のある観光が整いつつある。

しかしながら、天草市牛深は、各旅行業者が企画する天草観光ツアーのルートから外れており、全天草における回遊性のある観光を確立するための打開策は、牛深漁港跡地の滞在型の観光拠点としての再開発にかかっている。

また、“牛深～蔵之元”間のフェリー航路は、他県との観光や経済交流のルートであり、さらには、災害時の物資輸送も含めた唯一の公共交通機関として重要な航路であるにもかかわらず、1日9往復便と少なく、また待ち時間も長いので待合所の施設改善も必要である。加えて毎年1回の定期船舶検査時には代替え船も無いことから、約1週間の欠航を余儀なくされている。

ついては、牛深を“天草南の玄関口”と位置づけ、交通アクセスの利便性向上と観光拠点づくりのためにも、下記事項について支援をしていただきたい。

記

1. 新幹線～シャトルバス～フェリー～天草までの交通手段の一層の充実と鹿児島県出水駅及び国道3号及び南九州西回り自動車道から天草方面への観光案内板の設置や世界遺産登録の告知の更なる充実
2. 牛深～蔵之元間フェリーの整備助成の継続、災害時における生活物資輸送等も含む対応のため新船及び予備船の確保、利用客の安全や利便性向上設備の設置、駐車場や待合所等の整備充実等の検討
3. 牛深港台場地区（漁協跡地）の観光拠点・核となりうる有効的な再開発、宿泊施設や海洋レジャー等滞在型の施設・販売拠点整備等を含めた跡地再開発整備に対する支援

6. ユネスコ無形文化遺産に登録決定された「野原八幡宮風流」の観光資源としての活性化支援

荒尾市の菰屋（こもや）、野原、川登（かわのぼり）の3地区にそれぞれ伝わる稚児による太鼓踊で、野原八幡宮の祭礼で毎年奉納される「野原八幡宮風流」は、各地区2人の稚児が小太鼓と大太鼓を打ちながら踊るもので、稚児の古風な所作や色鮮やかな衣装等に風流の芸能の特色が現れている。

約770年の歴史があるとされ、特に公家と武士の文化の融合が見られる点は、他地域の風流と一線を画していることもあり、令和3年3月11日に国指定重要無形文化財、令和4年11月30日に県内で2件目となるユネスコ無形文化遺産に登録決定された。

これら無形文化遺産の保護・維持及び地域観光振興資源としての有効活用を図るうえでも、特段の支援をお願いしたい。

7. くまモンポート八代の利活用について

くまモンポート八代は、国内外から多くの観光客を誘致し、県南地域のにぎわいを創生することが期待されており、「八代港の中長期ビジョン」においてもくまモンポート八代を拠点とした観光の活性化を目指すことがうたわれている。新型コロナウイルス感染症が2類から5類へ変更されたことにより再開した外国クルーズ船について、さらなる入港数の増加を促進するための営業活動や施設整備など、県南地域の観光振興につながる施策の実施をお願いしたい。

また、公園内には芝生広場やくまモン像が設置されており、地域住民や家族連れなどが気軽に楽しめる空間となっている。しかし、現在は公園内の施設や設備が不十分であり、さらなる利用者の増加や満足度向上には限界があることから、日常的なにぎわい創出に貢献する公園内の遊具やイベントスペースなどの整備、また、駐車場・公園の使用料のイベント開催時の無償化・軽減処置の継続をお願いしたい。

さらに、昨年9月からは、熊本・台北、熊本・香港間の定期便が就航される中、県南観光誘致のため阿蘇くまもと空港から八代への足となっている「ばんぺいゆ号」を利用し、くまモンポート八代までの路線の延長をお願いしたい。

8. くまもと県南フードバレー構想の推進

県南フードバレー構想は、平成25年3月に策定されてから10年が経過し、農林水産業をはじめ多数の事業所が登録されている。しかし、地域を挙げての6次産業化や農商工連携による高付加価値化、アジアとの貿易拡大、首都圏等への販路拡大などが進んでいない。「フードバレー構想」も一定の効果があるものの、地域住民に浸透しておらず、爆発的なヒット商品などなく、大都市圏からの攻勢や大手企業の資金力や提案力に押されている。これでは、地域経済の発展に必要な一体感が生まれない。

このような状況を打破するために、下記の点についてご支援を賜りたい。

記

1. 広域的な経済連携の観点から、情報交換や協力体制の構築のための県南に所在する商工経済団体等が参加する会議の設置
2. 全国・アジア・世界への販路拡大に向けた、地域ブランドから県南ブランドへの転換のための統一的な戦略やプロモーションの展開

9. 八代市における熊本県工業団地の整備【新規】

昨年12月、熊本県は「八代市は地理的な優位性と豊かな自然環境を持ち合わせており、新しい工業団地の設置に最適な場所です。このプロジェクトは、地域経済の発展と雇用創出に大きく寄与するでしょう」と、産業振興と地域経済の活性化を目指し、八代市に新たな工業団地を整備することを正式に発表した。

については、下記事項について特段のご支援を賜りたい。

記

1. 県南経済界からの意見聴取と誘致企業の情報提供
2. 具体的な計画とスケジュールの明確化による早期着工の支援
3. 県南地域への経済波及効果を高めるための企業誘致ならびに地場産業との連携に対する支援

10. 熊本県立水俣高等学校における半導体関連人材育成への支援【新規】

TSMC進出により、熊本県は100年に一度のビッグチャンスを迎えようとしているが、九州内においては、今後10年間で年間1,000人規模の関連人材が不足するとの報道もなされている。

そのような中、熊本県立水俣高等学校には、全国の高校で初となる、半導体を専門的に学ぶ「半導体情報科」が2025年度新設されることが決定した。

定員割れが続いている地方の学校においては、大変喜ばしいことであり、これからの日本を担う素晴らしい人材が育つことを大いに期待したい。

一方、半導体情報科の生徒が、確実に高度な知識習得を行うためには、半導体関連外部人材の活用も含めた専門教師の確保ならびに派遣、さらに、半導体情報科卒業生の知識や技術向上のためには、高校卒業後の教育機関における学習が不可欠である。

また、半導体関連の知識を習得した学生が、熊本県内の事業所へ就職することが、半導体関連の人材不足解消や、地域経済発展のために必要である。

については、高度な知識や技術を習得し、将来的な半導体関連人材不足解消のため、下記事項についての支援をお願いしたい。

記

- ・熊本県立水俣高等学校への半導体関連外部人材の活用も含めた専門教師の確保並びに派遣
- ・熊本県立技術短期大学校への水俣高校指定校推薦枠の設置
- ・熊本県内事業所へ就職後は返済免除など、熊本県独自の奨学金制度の創設
- ・熊本県立水俣高校への遠方からの通学及び下宿等への経済的支援

11. 南九州西回り自動車道全線開通後の地域経済振興への支援【新規】

南九州西回り自動車道・水俣 IC が平成 31 年 3 月に供用開始され、各地域間とのアクセス改善に伴い地域経済界では、観光・商業・運輸・交通など各方面において、交流人口増加やコスト削減・時間短縮等の様々な効果が得られ、今後は水俣一出水間の接続、さらには全線開通による効果が期待される。

一方、国土交通省の資料によると、袋 IC（仮称）供用開始以降は、国道 3 号線の車両交通量が約 70% 減少するとの予測が示され、いわゆるストロー化現象による影響が懸念される。

このようなことを受け、水俣商工会議所では、開通後の影響が懸念される業種・業態の事業所に対し、南九州西回り自動車道完成後の地域経済界に対する影響調査を実施しており、調査結果に基づく地域経済振興への支援をお願いしたい。

12. エコパーク水俣の施設の充実について

「エコパーク水俣」は八代海に面した広さ 41ha の花と緑に囲まれた美しい公園である。

水俣商工会議所では海をテーマに、「恋龍祭みなまた港フェスティバル」や「みなまた物産展」を実施し、多くの市民に楽しんでもらっており、「みなまた花火大会」を同時開催した「合同イベント」では、飲食ブースに長蛇の列ができるなど多くの来場者で賑わった。

今後も、イベント等やスポーツ大会の会場として憩いや安らぎ、スポーツを通じた教育施設として、これまで以上の来場者の増加が見込まれる。

しかし、課題として、各種イベントやスポーツ大会誘致に対応した全天候型多目的施設整備の早期着工や、恋龍祭やみなまた花火大会への来場者数の増加に伴うトイレや休憩施設の増設、エコパークへのアクセス道路となる市道の改良といった利便性向上のためのインフラ整備が急務となっている。

については、水俣への集客施設として経済効果の一翼を担っているエコパーク水俣が魅力ある公園として充実するために、下記事項について支援をお願いしたい。

記

1. エコパーク水俣の施設の充実

- ・各種イベントやスポーツ大会誘致に対応できる「全天候型多目的施設」整備への早期着工
- ・増加する来場者へ対応した「椅子・日よけ・トイレ」などの施設の充実

2. エコパーク水俣へのアクセスの充実

- ・市町村代行事業としてエコパーク水俣へのアクセス道路（水俣市道「梅戸・明神町線」及び「汐見町 1 号線」）の改良

令和6年12月15日

熊本県商工会議所連合会

会 長	熊本商工会議所	会頭	久 我 彰 登
副会長	八代商工会議所	会頭	竹 永 淳 一
〃	玉名商工会議所	会頭	山 田 邦 男
〃	牛深商工会議所	会頭	益 田 政 昭
理 事	山鹿商工会議所	会頭	坂 元 博 二
〃	水俣商工会議所	会頭	深 水 康 之
〃	本渡商工会議所	会頭	金 子 勉
監 事	荒尾商工会議所	会頭	高 木 洋 一
〃	人吉商工会議所	会頭	岩 下 博 明

熊本県商工会議所連合会 名簿

令和 6 年 1 2 月現在

役職名	会議所名	会 頭 名	郵便番号	所 在 地	T E L F A X
会 長	熊本商工会議所	久 我 彰 登	860-8547	熊本市中央区横紺屋町 10	096-354-6688 096-352-5202
副会長	八代商工会議所	竹 永 淳 一	866-0862	八代市松江城町 6-6	0965-32-6191 0965-34-1617
〃	玉名商工会議所	山 田 邦 男	865-0025	玉名市高瀬 290-1	0968-72-3106 0968-72-3110
〃	牛深商工会議所	益 田 政 昭	863-1901	天草市牛深町 215-1	0969-73-3141 0969-73-3147
理 事	山鹿商工会議所	坂 元 博 二	861-0501	山鹿市山鹿 1-3F	0968-43-4111 0968-44-0972
〃	水俣商工会議所	深 水 康 之	867-0042	水俣市大園町 1-11-5	0966-63-2128 0966-63-6474
〃	本渡商工会議所	金 子 勉	863-0022	天草市栄町 1-25	0969-23-2001 0969-24-3340
監 事	荒尾商工会議所	高 木 洋 一	864-0054	荒尾市大正町 1-4-5	0968-62-1211 0968-62-1216
〃	人吉商工会議所	岩 下 博 明	868-0037	人吉市南泉田町 3-3	0966-22-3101 0966-24-6509
専務理事	熊本商工会議所	原 山 明 博	860-8547	熊本市中央区横紺屋町 10	096-354-6688 096-352-5202

事務局 熊本市中央区横紺屋町 10 番地(熊本商工会議所内)

TEL 096-354-6688 FAX 096-352-5202